

事業評価書（事前）

平成21年8月

評価対象（事業名）	治療と職業生活の両立等の支援のためのモデル事業（新規）		
主管部局・課室	労働基準局労災補償部労災管理課		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	
施策目標	3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	
施策目標	3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	
個別目標	1	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

被災労働者等における治療と職業生活の両立等に関連した諸課題の解決を図るためには、医学的知識に乏しく指揮命令される立場にある労働者個々人による対応では困難であるため、医療機関と企業が連携・調整を図りながら、疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる（治療と職業生活の両立支援等を実現できる）方策について検討を行い、実施することが必要であるが、現状においてこうした取組は十分に行われていない。						
こうした取組は、被災労働者本人や家族等の雇用・生活の安定を確保する上で不可欠であるばかりでなく、人口が減少に転じている我が国において、企業の生産活動を支える労働力を維持し、社会全体の活力の維持・向上を図る観点からも重要である。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	脳・心臓疾患に係る労災認定件数（年度）	294	330	355	392	377
2	精神障害等に係る労災認定件数（年度）	130	127	205	268	269
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1・2は、平成20年度における脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況について（平成21年6月8日付け厚生労働省発表）による。						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（医療法人等）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規
1. 被災労働者等における治療と職業生活の両立等を目的としたモデル事業を（1）～（3）のとおり実施する。 （1）被災労働者等の治療を担う医療機関において、医師・看護師・MSW（医療ソーシャルワーカー）等の担当チームが、被災労働者の疾病の種類・症状や職務内容等を踏まえつつ、治療方針・リハビリ方針等を検討するとともに、労務管理上の留意事項等の整理を行う。

(2) 治療方針等や労務管理上の留意事項等について、看護師・MSW等が企業(事業主・産業医等)に伝達し、就業時間・職務内容の見直しや病気休暇・有給休暇の活用など労務管理面での対応について調整を行う。

(3) 治療・リハビリが完了するまでの間の治療方針等や労務管理上の配慮等を整理した「治療と職業生活の両立プラン(仮)」を策定し、①医療機関(担当チーム)、②被災労働者・家族、③企業等の関係者間で共有する。(看護師・MSW等が「プラン」の進捗を管理、必要に応じ修正等の検討を行い、関係者間で再調整を行う。)

2. モデル事業により支援を行った症例等を基に、対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理し、課題解決に向けた支援のノウハウについて報告書を取りまとめる。

○対象疾病：職業生活に重大な影響を及ぼしうる労災疾病等(脳・心臓疾患、精神疾患、せき髄疾患、腰痛、がん、重篤な負傷等 ※)
 ※本事業は、企画競争により実施主体を選定する予定であり、本事業における対象疾病についても企画競争における企画提案の内容を踏まえ、6分野程度を決定する予定。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()					
予算額(単位：百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	-	-	-	-	150
※「H22」については予算概算要求額					

3. 事業の目標

事業の目標	モデル事業により支援を行った症例等を基に、対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理し、課題解決に向けた支援のノウハウについて報告書を取りまとめる。 なお、当該事業(22、23年度)実施後、報告書の内容を全国の労災指定医療機関等へ普及を行う予定である。
政策効果が発現する時期	平成24年度以降

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援に対する満足度 (80%以上/平成24年度以降)	モデル事業は、被災労働者等の治療と職業生活の両立等の支援を目的としている。
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 モデル事業において治療と職業生活の両立に資した事例数(1疾病あたり15件/平成23年度)	モデル事業により支援を行った症例等を基に、対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理し、課題解決に向けた支援のノウハウについて報告書(事例等)を取りまとめることを目標としている。

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他
-----------------------------	---	---	-----

(理由) 現在、医師・看護師・MSW等が被災労働者等に職場復帰のための取組を行ったとしても、一般的に病院側に収入が発生しないことから、病院において治療と職業生活の両立等を実現できる方策の検討・実施は十分に行われておらず、また、医療機関における医師等の人手不足等により医療機関による自主的な取組が期待しにくいことから、行政がその取組に関与するとともに支援を行うことが必要である。		
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由) 対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理をし、全国的な普及を図ることは、各地方でそれぞれ行うよりも国が一元的に取りまとめをした方が効率的である。		
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
(理由) (企画競争により、委託を行う)		
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
医師・看護師・MSW等の担当チームによる「治療と職業生活の両立プラン」の作成(標準6か月) → 当面の具体的な取組等の検討、本人・就労先企業との調整(1か月程度) → 企業訪問やミーティング等による進捗管理(フォローアップ) → 外部委員を招いた委員会を開催し報告書の作成
事業の有効性
対象疾病が職務遂行能力等に与える影響や効果的な治療方法、労務管理上の課題や必要となる配慮等について整理を行うとともに、課題解決に向けた支援のノウハウを得る。 また、このようなノウハウを全国の労災指定医療機関等に普及することにより、被災労働者等の治療と職業生活の両立等が図られることが期待され、より効果的なノウハウを多数得るためには、医療現場において本モデル事業を実施することは有効である。

(3) 効率性の評価

本事業により、今まで取り組まれなかった医療機関(チーム)を活用した職場復帰へのノウハウを効率的に収集できる。
--

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

--

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当 (1) 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。) (1) 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
③審議会の指摘

(1) 有・無

④研究会の有無
(1) 有・無

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
(1) 有・無

⑥会計検査院による指摘
(1) 有・無